

保育所型認定こども園の利用定員の設定について

概要	設 置 者 名	社会福祉法人 翼友会											
	名 称	認定こども園 ナーサリー小鳥の木（現「ナーサリー小鳥の木」（保育所））											
	位 置	秋田市八橋イサノ二丁目4番29号											
	開 園 予 定	令和9年4月1日											
	土 地 状 況	面 積	1,009.36 m ²		所有形態		自己所有		所 有 者		(福)翼友会		
	建 物 状 況	建 築 面 積	430.33 m ²		延床面積		751.23 m ²		構 造		鉄骨造2階建		
		補 助 金	—		所有形態		自己所有		所 有 者		(福)翼友会		
	教育・保育時間	開所時間	7：00～19：00				教育標準時間		9：00～14：00				
		保育標準時間	7：00～18：00				保育短時間		8：30～16：30				
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準				
	新 定 員 1号				5	5	5	15	定員20人以上 (園児数はR8.7.1月現在)				
	2・3	15	15	15	15	15	15	90					
現 定 員 1号							0						
2・3	15	15	15	15	15	15	90						
園 児 数 1号							0						
2・3	5	13	15	16	14	14	77						
学 級 数				1	1	1	3						
設備	園 舎					751.23 m ²							
	乳 児 室	有	2	階	80.70 m ²		0・1歳	30人 × 3.30 m ² = 99.00 m ² 以上					
	ほ ふ く 室	有	2	階	77.39 m ²								
	小 計	計			158.09 m ²		乳児室又はほふく室 99.00 m ² 以上						
	保 育 室	有	1	2	階	184.49 m ²		2歳以上	75人 × 1.98 m ² = 148.50 m ² 以上				
	遊 戯 室	有	1	階	62.73 m ²		2歳以上	75人 × 1.98 m ² = 148.50 m ² 以上					
	小 計	計			247.22 m ²		保育室又は遊戯室 148.50 m ² 以上						
	調 理 室	有						要					
	便 所	有				大15、小7、乳1		要					
	職 員 室	有						要					
	保 健 室	有						要					
	調 乳 室 等	有						要 乳児を入所させる場合に設置					
	沐 浴 室 等	有						要 3歳未満児を入所させる場合に設置					
	足 洗 用 設 備	有						要					
	手 洗 用 設 備	有						要					
	飲 料 水 用 設 備	有						要 上記設備と区別して設置する必要がある					
	2 保 階育 に室 設置を	避難用設備				園外階段、 避難滑り台		[要] 避難用設備を設けなければならない					
		耐 火 性				耐火建築物		[要] 耐火建築物又は準耐火建築物					
		転 落 事 故 防 止 設 備				柵		[要] 転落防止設備を設置					
	園 庭	面 積					306.54 m ²		保育所型 認定こども園	75人 × 3.3m ² = 247.5 m ² 以上			
場 所		同一敷地内											
代 替 地													

	保 育 用 具	有	楽器、絵本、積み木、児童用机、児童用椅子、鉄棒	保育室等には保育に必要な用具を備えつけること			
職員	園 長	有	1 人	1 人			
	保 育 教 諭	20.875	0歳	15 人 ÷ 3 人 =	5.0 人	＝学 級数 以上	
			1・2歳	30 人 ÷ 6 人 =	5.0 人		
			3歳	20 人 ÷ 15 人 =	1.0 人		
			4・5歳	40 人 ÷ 25 人 =	2.0 人		
			年齢別配置基準			13 人	
			加配	2・3号定員90人以下の場合加配			1.0 人
				主幹保育教諭専任化の代替教諭			2.0 人
				標準時間児を受け入れる場合の加配			1.0 人
	講師			0.0 人			
	調 理 員		3 人	40人以下：1人、150人以下：2人、151人以上：3人（うち1人非常勤）			
	事 務 職 員	有	1 人	園長等が事務を執る場合は不要			
嘱 託 医 等	(小児科)	1 人					
	(歯科)	1 人					
	(薬剤師)	0 人					
設備 以外 の 基準	認定こども園法第3条第5項および子ども・子育て支援法第31条第1項に規定する欠格事由に該当しない			適	誓約書により確認		
県サポート事業実施状況		2年間実施のサポート事業を令和7年度から受けており、令和8年度も継続している。					
所見	サポート事業実施状況から、問題となる事例は発生していない。 認定こども園移行に伴う新たな利用定員数も基準上問題ない。 当法人からの申請どおりの利用定員数で確認したい。						

保育所型認定こども園の利用定員の設定について

概要	設 置 者 名	社会福祉法人 友睦会										
	名 称	保育所型認定こども園 やまばとこども園（現「やまばと保育園」（保育所））										
	位 置	秋田市新屋寿町8番69号										
	開 園 予 定	令和9年4月1日										
	土 地 状 況	面 積	677.54 m ²			所有形態	自己所有	所 有 者	(福)友睦会			
	建 物 状 況	建 築 面 積	360.26 m ²			延床面積	652.49 m ²	構 造	鉄筋コンクリート造 2階建			
		補 助 金	—			所有形態	自己所有	所 有 者	(福)友睦会			
	教育・保育時間	開所時間	7：00～19：00				教育標準時間	9：00～15：00				
		保育標準時間	7：00～18：00				短 時 間	8：00～16：00				
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準			
	新 定 員 1号				3	3	4	10	定員20人以上 (園児数はR8.7.1月現在)			
	2・3	13	14	15	16	16	16	90				
	現 定 員 1号							0				
2・3	11	12	13	14	15	15	80					
園 児 数 1号							0					
2・3	4	16	17	18	19	16	90					
学 級 数				1	1	1	3					
設備	園 舎					652.49 m ²						
	乳 児 室	有	1	階	48.33 m ²		0・1歳	27人 × 3.30 m ² = 89.10 m ² 以上				
	ほ ふ く 室	有	1	階	41.52 m ²							
	小 計	計			89.85 m ²		乳児室又はほふく室 89.10 m ² 以上					
	保 育 室	有	1/2	階	115.21 m ²		2歳以上	73人 × 1.98 m ² = 144.54 m ² 以上				
	遊 戯 室	有	1	階	84.02 m ²		2歳以上	73人 × 1.98 m ² = 144.54 m ² 以上				
	小 計	計			199.23 m ²		保育室又は遊戯室 144.54 m ² 以上					
	調 理 室	有						要				
	便 所	有				大7、小5、乳2		要				
	職 員 室	有						要				
	保 健 室	有						要				
	調 乳 室 等	有						要 乳児を入所させる場合に設置				
	沐 浴 室 等	有						要 3歳未満児を入所させる場合に設置				
	足 洗 用 設 備	有						要				
	手 洗 用 設 備	有						要				
	飲 料 水 用 設 備	有						要 上記設備と区別して設置する必要がある				
	2 保育所に設置を	避難用設備				園外階段		[要] 避難用設備を設けなければならない				
		耐火性				耐火建築物		[要] 耐火建築物又は準耐火建築物				
		転落事故防止設備				柵		[要] 転落防止設備を設置				
	園 庭		面 積	170.06 m ²				保育所型認定こども園	73人 × 3.3m ² = 240.9 m ² 以上			
		場 所	同一敷地内									
		代 替 地	寿町運動場				2,824.88 m ²	やまばと保育園から10m				

	保 育 用 具	有	楽器、絵本、積み木、児童用机、児童用椅子、鉄棒、なわとび、跳び箱、竹馬	保育室等には保育に必要な用具を備えつけること			
職員	園 長	有	1 人	1 人			
	保 育 教 諭	18.6875	0歳	13 人 ÷ 3 人 =	4.3 人	=学級数以上	
			1・2歳	29 人 ÷ 6 人 =	4.8 人		
			3歳	19 人 ÷ 15 人 =	1.0 人		
			4・5歳	39 人 ÷ 25 人 =	2.0 人		
			年齢別配置基準			12 人	
			加配	2・3号定員90人以下の場合加配			1.0 人
				主幹保育教諭専任化の代替教諭			2.0 人
				標準時間児を受け入れる場合の加配			1.0 人
	講師			0.0 人			
	調 理 員		4 人	40人以下：1人、150人以下：2人、151人以上：3人（うち1人非常勤）			
	事 務 職 員	有	1 人	園長等が事務を執る場合は不要			
	嘱 託 医 等	(小児科)	1 人				
(歯科)		1 人					
(薬剤師)		0 人					
設備以外の基準	認定こども園法第3条第5項および子ども・子育て支援法第31条第1項に規定する欠格事由に該当しない			適	誓約書により確認		
県サポート事業実施状況		2年間実施のサポート事業を令和7年度から受けており、令和8年度も継続している。					
所見	サポート事業実施状況から、問題となる事例は発生していない。 認定こども園移行に伴う新たな利用定員数も基準上問題ない。 当法人からの申請どおりの利用定員数で確認したい。						